

# 一般廃棄物運搬処理業務 仕様書

## 1. 目的

本仕様書は、鳴門市クリーンセンター（以下、「当センター」という。）ごみ焼却施設において、鳴門市（以下、「本市」という。）が可燃ごみとして収集したごみの一部を運搬処理することに関して、業務の確実な実施を確保するため、業務の詳細について定め、市民生活の安全・安心の確保を図ることを目的とする。

## 2. 契約概要

### (1) 契約名称

一般廃棄物運搬処理業務

### (2) 履行場所

鳴門市クリーンセンター

(住所：徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字浦代 105 番地 17-2)

### (3) 契約期間

自 契約締結日の翌日

至 令和 8 年 3 月 31 日

## 3. 業務内容

### (1) 処理対象物

本市が可燃ごみとして収集した一般廃棄物であるが、これ以外のものも一部混入していることがある。本市が収集している可燃ごみの状況としてごみ質測定結果を提示するがサンプリング調査であることに留意し判断すること。

### (2) 搬出方法

① 搬出日は、令和 7 年 11 月から令和 8 年 3 月上旬までの、祝日を除く月曜日、火曜日、木曜日、金曜日を予定しているが、ごみ焼却施設の稼働状況やごみピットの貯留量により搬出日数や搬出期間、搬出量は変動するため、詳細については、当センター担当職員と協議すること。

搬出時間は、午後 4 時 30 分から積み込み作業を行い、積み込み後は順次搬出する予定としているが施設の稼働状況により変更する場合がある。なお、積み込み作業については本契約の対象外とする。

② 運搬車両については、搬出ごみからの水分漏出や悪臭対策として、コンテナ形状で下部から水分漏出することなく、また上部にシートを掛けて運搬することとする。

③ 搬出に必要なとする用具類は、すべて受注者の負担とする。ただし、当センター内にお

ける誘導員、安全設備、養生設備等の運搬車両に関わらないものについてはこの限りでない。また、受注者の故意又は過失により当センターの建物及び付帯設備等に破損又は損傷を与えた場合は、受注者は弁償の責を負うものとする。

(3) 報告方法

計量伝票（写）を毎月末に提出すること。

(4) 予定数量

一般廃棄物（可燃物）：1,440 t

（20 t / 日 × 72 日 = 1,440 t）

実績数量が予定数量と異なる場合も契約単価は変更しないものとする。

4. その他

- (1) 請負者は、本業務を本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法規に基づき適正に実施するものとする。
- (2) 当センター内で使用する業務に必要な電気、用水は本市が支給する。また受注者は本市が業務に必要と認める当センターの設備等は無償で使用できるものとする。
- (3) この仕様書は作業の大要を示すものであるが、衛生管理並びに美観上等特に必要と認められる軽微な作業については、本書に定めのない事項についても契約金額の範囲内で実施するものとする。また、その他定めのない事項については、必要に応じて本市と協議して定めること。
- (4) 廃棄物の収集場所は、収集運搬車の大きさによっては当センターの天井の高さ、通路の広さから集積場所に近づくことができない可能性があるため、必ず下見をすること。